

# 税務相談



## 医療費控除について

税理士 重光 善夫

Q

今回の確定申告で病院等に支払った医療費が高額だったので、医療費控除をしたいと考えています。医療費として該当する内容や計算の仕方がよくわかりません。簡単に説明してください。

- A. まず、医療費控除額の計算方法につきましては、次のとおりです。

(支払った医療費—保険金等で補填される金額)—10万円(※1)=医療費控除額(最高200万円)  
(※1 総所得金額が200万円未満の方は、総所得金額の5%相当額)

計算方法に記載した項目ごとの内容を簡単に説明しますと、

「支払った医療費」とは、主に医師による診察・治療や治療・療養に必要な医薬品の購入代金となります。

ただし、①容姿を美化・容ぼうを変える費用、②健康診断等の費用(重大な疾病が見つかり、治療・指導を受ける場合等を除く)、③病気予防・健康増進のための医薬品、④親族に支払う療養上の世話の費用、等については病気の治療とは認められないため該当しません。

「保険金等で補填される金額」とは、主に①社会保険・共済等から医療費を支払ったことに伴い支給される医療費還付金・出産育児一時金等の金額、②保険・共済契約に基づき支払われる金額等となります。

ただし、①補填される金額は、支払の目的となった医療費の金額を限度としますので、引ききれない金額が支払われていても他の医療費から差し引く必要はありません。(例えば手術と入院で病院に10万円を支払ったが、後日その保険金として20万円を受取った場合には、保険金等で補填される金額は10万円となりますのでご注意ください。)また、②補填される金額が医療費を支払った年分の確定申告提出するときまでに確定していない場合には、補填される金額の見込額を計算し補填される金額として差し引く必要があります。なお、後日見込額と異なることになったときは、さかのぼって再計算を行い訂正する必要がありますのでご注意ください。

「総所得金額」とは、主に課税の対象となる各種所得(事業、給与等)の合計額をいいます。(申告分離課税の所得はないものとした場合) (※1)の例としては、総所得金額が100万円であった場合、10万円を差し引くのではなく、その5%である5万円を差し引くこととなりますのでご注意ください。

医療費控除を受けるためには確定申告書を提出する必要があるとともに、医療費控除の明細書を添付する必要があります。国税庁ホームページに明細書の記載のしかたが掲載されており、作成される際はこちらをご参照ください。



国税庁ホームページURL:

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2023/06/6\\_01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2023/06/6_01.htm)

国税庁ホームページ

税理士  
から一言

マイナンバーカードを健康保険証として登録すると、マイナポータル上で医療費通知情報により、かかった医療費を確認することができます。スマートフォン等のオンラインで確定申告書作成コーナーを用いて申告することもできますので、機会があればされてみてはいかがでしょうか。